社会福祉法人 めぐみ福祉会
大庭保育園

苦情解決について
大庭保育園ではより良い保育園づくりのために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき苦情を解決するための取り組みを行っております。
苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。
　苦情窓口
　〇苦情受付担当者 主任保育士 〇苦情解決責任者 園長
　口頭、書面、電話などにより受け付けます。

回答に疑問などがある場合には第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
（一般社団法人神奈川県保育会 保育園利用者相談室 TEL：045-311-8754）
苦情の受付報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。
申し出の方の希望により第三者委員へ報告をいたします。
苦情・要望等の解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

苦情公表
令和 3 年度
苦情はありませんでした。

令和 4 年度
苦情はありませんでした。

令和 5 年度
駐車スペースの利用について
・車が指定場所をはみ出し駐車している
・悪天候時に園舎前に停車している車がいる

対応者
岡田園長
苦情申出人と話し合い、保護者同士の譲り合いの気持ちで利用して欲しい旨を伝える。